

議案第16号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて関係市町村と協議するにつき、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月26日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため、被保険者証等の文言を改正する必要があることその他、所要の文言の整理を行うことについて協議を行いたく、本案を提案した。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月17日大阪府指令市第3205号)
の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項及び3の項中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考1及び2中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。